

令和 6 年度盛岡広域エリア移住者等交流会運営等業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月
盛岡広域振興局

令和6年度盛岡広域エリア移住者等交流会運営等業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度盛岡広域エリア移住者等交流会運営等業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「企画コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

県央圏域への新たな人の流れを生み出すため、圏域で暮らしている移住者と地元企業・団体、住民等とのネットワーク形成を促進し、多様な主体との連携・協働による移住者の定着促進、移住者の受入れに係る機運醸成を始め、受入環境づくりを推進する。また、移住者が持つ県外とのつながりを生かした魅力発信及び関係人口の拡大を図るもの。

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

(3) 委託料の上限額

1,518,000円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 業務項目

① 移住者等交流会の開催

県央圏域に移住した人のほか、地元のコミュニティ団体や事業者など、移住者のなりわいや暮らしのサポート役・仲間となり得る関係者の参画を募りながら交流会を開催する。

② 移住者等によるSNSを活用した暮らしの魅力発信キャンペーンの実施

交流会参加者等によるSNSを活用した積極的な情報発信・拡散を促進するためのキャンペーンを実施する。

(2) 業務内容

① 移住者等交流会の開催

ア 対象者

県央圏域で暮らしている移住者、地元コミュニティ団体及び地元産業関係者等

イ 開催方法

原則として対面形式とするが、オンラインとの併用も可とする。

※ 県は、受託者と協議した上で、開催方法を変更することができる。

ウ 実施回数及び参加目標人数

4回（1回当たり30人程度）

エ 1回当たりの所要時間

90～120分程度

オ 主な内容

(ア) 研修・講座等

- ・ テーマは、事前に県と協議の上、各回1テーマを選定すること。
- ・ 講師は、事前に県と協議の上選定し、対応交渉、内諾の取り付け及び当日運営に必要な事前調整を行う。

(イ) 交流会

- ・ 必要に応じてファシリテーターを配置すること。
- ・ ファシリテーターは、事前に県と協議の上選定し、対応交渉、内諾の取り付け及び当日運営に必要な事前調整を行う。

カ 運営・管理

交流会開催に係る広報、参加希望者の受付・取りまとめ、講師等の調整、会場の手配、資料の調製、当日の運営等の一切の事務を行うこと。

キ アンケート実施

参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計して報告すること。

ク その他

参加者に対し、可能な限り定住につながるフォローアップに努めること。

② 移住者等によるSNSを活用した暮らしの魅力発信キャンペーンの実施

ア 対象者

①に参加した移住者等

イ 実施内容

アによる各自等所有のSNSアカウントでの県央圏域の暮らしの魅力に係る投稿を促進する仕掛けづくりを行うもの。

ウ 運営・管理

キャンペーン実施に係る広報、資材及び消耗品の手配等の一切の事務を行うこと。

エ その他

キャンペーンの成果が一過性のものに終わらず、終了後も県央圏域の魅力発信の促進につながるよう可能な限りフォローアップに努めること。

③ その他

本業務の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議し、双方共通認識の下で実施すること。

また、仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議すること。

④ 委託業務完了報告書の提出

事業が完了したときは、上記①及び②の各工程における実施結果について、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成30年岩

手県条例第 10 条) を遵守しなければならない。

(7) **その他**

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。